障害者雇用優良中小事業主認定（もにす認定）授与式

厚生労働省では、令和２年４月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に優良な中小企業事業主に対する認定制度（もにす認定制度）」を創設、実施しております。

このたび、渋谷公共職業安定所管内（渋谷区・世田谷区・目黒区）の事業所が「もにす認定企業」として認定され、認定書が交付されました。

認定事業主

令和４年２月 24 日認定

■　東急リバブルスタッフ株式会社（渋谷区）【特例子会社】

渋谷所管内（渋谷区、世田谷区、目黒区）では、３番目の認定事業所になります。

共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

令和４年３月９日に「認定書」が授与されました。

【写真左：東急リバブルスタッフ株式会社　海江田氏、写真右：田谷所長】

【認定基準項目】（主なもの）

① 評価基準に基づき、２０点（特例子会社は３５点）以上得ること
② 法定雇用率を達成していること。雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる労働者を１名以上雇用していること
③ 過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から３年以上経過していること
④ 障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと